

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（新規取得講習及び追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和7年4月15日

茨城県公安委員会委員長 藤 川 雅 海

1 講習種別

法第2条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する警備業務

2 講習種別、講習期間、抽選申込期間、抽選結果通知期間及び書類申請期間

講習種別	講習期間	抽選申込期間	抽選結果通知期間	書類申請期間	定員
新規取得2号	令和7年7月28日(月) ～8月4日(月) (土日を除く6日間)	令和7年5月26日(月) ～30日(金) (5日間)	令和7年6月10日(火) ～11日(水) (2日間)	令和7年6月23日(月) ～27日(金) (5日間)	計 30名
追加取得2号	令和7年7月31日(木) ～8月4日(月) (土日を除く3日間)	同 上	同 上	同 上	
新規取得1号	令和7年8月19日(火) ～28日(木) (土日を除く8日間)	令和7年6月30日(月) ～7月4日(金) (5日間)	令和7年7月15日(火) ～16日(水) (2日間)	令和7年7月28日(月) ～8月1日(金) (5日間)	計 30名
追加取得1号	令和7年8月25日(月) ～28日(木) (4日間)	同 上	同 上	同 上	
新規取得4号	令和7年9月2日(火) ～9月9日(火) (土日を除く6日間)	令和7年7月7日(月) ～11日(金) (5日間)	令和7年7月22日(火) ～23日(水) (2日間)	令和7年8月4日(月) ～8日(金) (5日間)	計 20名
追加取得4号	令和7年9月8日(月) ～9月9日(火) (2日間)	同 上	同 上	同 上	
新規	令和7年12月10日(水)	令和7年10月27日(月)	令和7年11月4日(火)	令和7年11月17日(月)	

取得 2号	～17日(水) (土日を除く6日間)	～31日(金) (5日間)	～5日(水) (2日間)	～21日(金) (5日間)	計
追加 取得 2号	令和7年12月15日(月) ～17日(水) (3日間)	同 上	同 上	同 上	30名

3 講習場所

茨城県水戸市下国井町2201番地 1

J A グループ茨城教育センター

4 受講資格

(1) 新規取得講習

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管

理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続

(1) 抽選申込方法

受講を希望する者は、抽選申込期間中に、講習抽選申込書（別紙）を作成し、

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部生活安全総務課許可等事務担当室警備業係

宛てに郵送で送付すること。（同期間中の消印有効）

(2) 受講予定者の抽選及び確定方法

生活安全総務課において、抽選結果通知期間の初日に抽選を行い、受講予定者を決定する。ただし、受講予定者については、その8割を、茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所に所属している者の優先枠とする。

(3) 抽選結果の通知

抽選結果通知期間中に、受講予定者に電話連絡し、受付番号を通知する。

なお、抽選に漏れた受講希望者に対する連絡は行わない。

(4) 受講申込書の提出方法等

ア 受講申込方法

受付番号を取得した受講予定者は、書類申請期間中の午前9時から午後4時までの間に、茨城県内の警察署生活安全課（係）に後掲イの書類を提出すること。

※ 郵送による提出は認めない。

イ 提出書類

(ア) 新規取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの 1通

b 受講対象者に該当することを証明する書面 1通

受講対象者に該当することを証明する書面は、次のとおりとする。

(a) 4 (1) アに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面
(以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(b) 4 (1) イに該当する者

1 級検定の合格証明書の写し

(c) 4 (1) ウに該当する者

2 級検定の合格証明書の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1
年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(d) 4 (1) エに該当する者

旧 1 級検定の合格証の写し

(e) 4 (1) オに該当する者

旧 2 級検定の合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1
年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

c 茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所
に所属している者であることを証明する書面 1 通

※ 茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業
所に所属している者のみ提出

(4) 追加取得講習

a 既に交付を受けている警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教
育責任者講習修了証明書の写し 1 通

b (7) a、b 及び c 各 1 通

6 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア	新規 1 号講習	47,000円
イ	追加 1 号講習	23,000円
ウ	新規 2 号講習	38,000円
エ	追加 2 号講習	14,000円
オ	新規 4 号講習	34,000円
カ	追加 4 号講習	10,000円

(2) 納付方法

受講申込書提出の際、各講習の手数料を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付を受けた受講手数料は返還しない。

7 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等、昼食

8 講習の委託

本講習は、一般社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

9 その他

- (1) 本講習終了後、修了検査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (2) 諸事情により、予定どおり講習を実施できない場合は、講習の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（電話029-301-0110内線3066又は3067）に問い合わせること。